

喫痰吸引等事業者登録に 係る手続きについて

茨城県福祉部長寿福祉課

介護基盤整備担当

喀痰吸引等事業者登録に係る手続きについて

- ▶ 介護職員がたんの吸引等を実施するためには、研修を受講し、認定特定行為業務従事者として認定を受けなければなりません。
 - ▶ また、事業所でたんの吸引等を行うには、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録が必要です。
 - ▶ たんの吸引等業務を行うことができる介護職員は、以下のいずれかです。
 - (1) 都道府県の基本研修及び実地研修を修了した、認定特定行為業務従事者
 - (2) H29年1月以降の国家試験に合格した介護福祉士で、就業先の登録喀痰吸引等事業者等において実地研修を修了した者
- ※いずれの場合も、実施できる行為は実地研修を修了した行為のみ

1 新規申請を行うとき

- ▶ 申請は、事業所単位で行います。
- ▶ 業務開始予定年月日の1か月前までに書類を送付してください。

1 新規申請を行うとき

▶ 必要書類

- ・申請書類一覧表
- ・登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）申請書（様式1－1）
- ・定款又は寄附行為
- ・登記事項証明書
- ・介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式1－2）
- ・認定特定行為業務従事者の認定証又は資格証（介護福祉士）の写し
- ・社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式1－3）
- ・登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類（様式1－4）
(業務方法書（付属資料含む）、登録適合書類チェックリストを添付すること)

▶ 上記に加え、H29年1月以降の国家試験に合格した介護福祉士に事業所で実地研修を行わせる登録喀痰吸引等事業者においては、実地研修実施方法書（講師資格証、修了者管理簿、実施結果報告書、修了証等の各種様式を含む）の添付が必要となります。

2 登録事項の変更があったとき

- ▶ 登録内容に変更がある場合、変更届を提出してください。
 - ・登録特定行為事業者から登録喫痰吸引等事業者への変更：変更予定日の1か月前
 - ・それ以外：変更後10日以内を目安
- ▶ 必要書類
 - ・登録喫痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（様式5）
 - ・添付書類（次頁参照）

2 登録事項の変更があったとき

変更事項	必要な添付書類
①代表者の住所	・登記事項証明書
②代表者氏名	・登記事項証明書 ・社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式1－3）
③事業所の名称	なし
④事業所の所在地	なし
⑤法人の定款又は寄附行為	・定款又は寄附行為 ・登記事項証明書
⑥業務方法書	・変更後の業務方法書
⑦従事者の追加 ※減少の場合は、変更登録届出書のみで可	・介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式1－2） ・認定特定行為業務従事者の認定証又は資格証の写し（新たに従事する方のみ）
⑧喀痰吸引等の実施に係る備品一覧	・新しい添付書類（業務方法書等）
⑨登録特定行為事業者から登録喀痰吸引等事業者への変更 ※介護福祉士（H29年1月以降の国家試験合格者に限る。）に特定行為を行わせる場合 ※変更予定日の1か月前までに提出	・申請書類一覧表（施設の概要、10～14のみ記載） ・介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式1－2） ・H29年1月以降の国家試験に合格した介護福祉士登録証の写し ・実地研修実施方法書

3 実施行為の追加があるとき

- ▶ 1か月前までに、登録更新申請書を提出してください。
例：「現在、口腔内・鼻腔内の喀痰吸引が実施行為として登録されているが、新たに経鼻経管栄養を実施できる従事者が入職したので、追加で登録したい」等
- ▶ 必要書類
 - ・登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書（様式4－1）
 - ・介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式1－2）
 - ・認定特定行為業務従事者の認定証又は資格証の写し
 - ・登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類（様式1－4）
(業務方法書を添付すること)

4 登録を辞退するとき

- ▶ 1か月前までに、登録辞退届出書を提出してください。
- ▶ 必要書類
 - ・登録喫煙吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書（様式6）

5 問い合わせ先

- ▶ ・喀痰吸引等事業者登録（介護保険事業所）について
- ・喀痰吸引等の研修、認定証の発行等について（第一号、第二号研修関係）

茨城県長寿福祉課 介護基盤整備担当 Tel : 029-301-3321 Fax : 029-301-3348

- ▶ 喀痰吸引制度のホームページURL
<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chiiki/zaitaku/kakutan.html>

(注意事項)

喀痰吸引にかかる県ホームページは、「介護保険事業所向け」と
「障害福祉サービス事業所向け」に分かれておりますので、ご注意ください。

ご清聴ありがとうございました